健康科学研究科規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、九州栄養福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規程に基づき、九州栄養福祉大学大学院健康科学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数、履修方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び単位数）

第２条　授業科目は講義および演習とする。

２　研究科の各専攻および共通科目に設ける授業科目および単位数は、大学院学則別表第１のとおりとする。

３　各授業科目の単位数は、1 単位の学修時間を教室内および教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

講義、演習については、教室内における１時間の講義、演習に対し教室外における２時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週１時間 15 週の演習をもって１単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教室内における２時間の演習に対して、教室外における１時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週２時間 15 週の演習をもって１単位とする。

（研究指導教員）

第３条　研究指導教員は、特別研究Ⅰおよび特別研究Ⅱを担当する専任の教員とする。

２　学生は第１年次の４月 30 日までに研究指導教員を定め、その指導を受けなければならない。

３　前項の場合において、研究指導教員を定めるときには、該当教員の承認を必要とする。

４　やむを得ない事情があると認められる場合以外に、研究指導教員を変更することはできない。

（履修方法）

第４条　学生は、研究指導を受けるとともに授業科目のうち必修科目および選択科目の単位とを合わせて 30 単位以上を履修しなければならない。

第５条　学生は、毎年指定する期間内に、その学年で履修しようとする授業科目を研究指導教員の承認を得て研究科長に申告しなければならない。

２　申告の変更、追加または取消しの期日は、その都度指定する。

第６条　研究指導教員は、研究科委員会の承認を得て、学生に学部の授業科目を受講させることができる。ただし、大学院における課程の単位とすることはできない。

（授業科目の試験）

第７条　履修した授業科目の試験は、各授業科目担当の教員により、毎学年または毎学期の終わりに口述または筆記もしくは研究報告によって行う。

２　前項の試験の評価は、次の基準により行い、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格

とする。

(1) 秀　　90 点から 100 点まで

(2) 優　　80 点から 89 点まで

(3) 良　　70 点から 79 点まで

(4) 可　　60 点から 69 点まで

(5) 不可　　59 点以下

3　合格した授業科目については、所定の単位を付与する。

4　学籍簿および成績通知書には第 2 項の評語を用いて記録し、成績通知書は学期末に本人へ交付する。

（学位請求論文）

第 8 条　学位請求論文は、修士課程に 1 年以上在学し、所定の単位の半数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出することはできない。

2　学位請求論文を提出しようとする者は、研究指導教員の承認を得た上で、6 月末までに論文題目を届出なければならない。

3　学位請求論文は、当該年度の 1 月の指定された日までに提出しなければならない。ただし、研究科委員会がやむを得ない事由があると認められる場合は、5 月を超えない範囲で延期することができる。

4　学位請求論文は、日本語または外国語により執筆のうえ、所定の様式に従って 3 部を製本し、論文要旨を 3 部添えて提出しなければならない。

5　学位請求論文は九州栄養福祉大学で保管する。

（学位請求論文の審査及び最終試験）

第 9 条　第 4 条に定める単位を修得し、かつ学位請求論文を提出した者について最終試験を行う。

2　学位請求論文の審査および最終試験は、九州栄養福祉大学学位規程第 5 条から第 9 条までの規程に基づき研究科委員会が行う。

（科目等履修生）

第 10 条　科目等履修生として研究科の授業科目の履修を許可される者は、大学院学則第 10 条に定める資格を有する者で研究科委員会において適当と認められる者とする。

2　科目等履修生として履修を志願する者は、毎学年の初めに所定の願書を提出しなければならない。

3　履修の期間は 1 年以内とする。

4　学長は、科目等履修生で履修した授業科目の試験に合格した者に、単位を授与する。

5　この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については研究科委員会の議によるものとする。

（委任）

第 11 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会が定める。

附　　則

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。